

基安安発0330第4号
令和8年3月30日

一般社団法人日本建設機械レンタル協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長
(公 印 省 略)

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の
一部を改正する政令等（個人事業者等関係）の施行について

日頃より、労働安全衛生行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）については、令和7年5月14日に公布され、今般、改正法の一部が令和8年4月1日から施行されることに伴い、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令（令和7年政令第361号。以下「整備政令」という。）が令和7年10月31日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和8年厚生労働省令第3号。以下「整備省令」という。）が令和8年1月20日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示（令和8年厚生労働省告示第44号。以下「整理告示」という。）が令和8年2月20日にそれぞれ公布され、いずれも令和8年4月1日に施行又は適用されることとなっています。

これを踏まえ、改正法、整備政令、整備省令及び整理告示のうち、個人事業者等関係部分について、今回の改正に係る趣旨及び考え方並びに措置義務主体が講ずべき具体的実施事項等を整理した施行通達を、別添のとおり作成しました。

つきましては、貴団体におかれましても、改正法等の内容について御理解いただくとともに、会員の皆様等において適切な対応が図られるよう、周知に御協力くださいますようお願い申し上げます。

基 発 0330 第 1 号
令和 8 年 3 月 30 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の
一部を改正する政令等（個人事業者等関係）の施行について

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号。以下「改正法」という。）については、令和 7 年 5 月 14 日に公布され、その主たる内容については、同日付け基発 0514 第 1 号をもって通達したところであるが、今般、改正法の一部が令和 8 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 361 号。以下「整備政令」という。）が令和 7 年 10 月 31 日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和 8 年厚生労働省令第 3 号。以下「整備省令」という。）が令和 8 年 1 月 20 日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示（令和 8 年厚生労働省告示第 44 号。以下「整理告示」という。）が令和 8 年 2 月 20 日にそれぞれ公布され、いずれも令和 8 年 4 月 1 日に施行又は適用されることとなっている。

については、改正法、整備政令、整備省令及び整理告示のうち、個人事業者等関係部分について、今回の改正の趣旨を十分に理解し、関係者への周知徹底を図るとともに、特に下記の事項に留意して、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

第 1 改正の要点

I 改正法関係

1 労働災害防止に関する措置への協力（労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）第 4 条関係）

本条に基づく労働者の労働災害防止のための必要な事項の遵守のほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置への協力の努力義務について、労働者と同一の場所で仕事の作業に従事する労働者以外の者にも課すこととしたこと。

人事業者に対して仕事を注文する場合も、当該個人事業者が更に労働者を使用する事業者の仕事に請負わせる可能性があることから、注文者は、当該個人事業者に対し、同条に基づく措置を講じる義務があることに留意すること。

7 注文者による違法な指示の禁止（安衛法第31条の4関係）

注文者による違法な指示の禁止について、その適用の場面を、注文者の指示に従って請負人に係る作業従事者が作業を行った場合に拡大することとしたこと。

8 元方事業者等が講ずる措置の遵守等（安衛法第32条関係）

元方事業者等が講ずる措置の対象拡大に伴い、作業従事者に係る請負人は、当該措置に応じた必要な措置を講じ、元方事業者等の指示に従わなければならないこととしたこと。また、作業従事者は、当該措置の実施を確保するため、必要な事項を守り、元方事業者等の指示に従わなければならないこととしたこと。

9 機械等貸与者の講ずべき措置（安衛法第33条関係）

機械等を貸与する者が当該機械等による労働災害を防止するために必要な措置を講じなければならない場面について、事業者に貸与する場合だけでなく、個人事業者も含めた事業を行う者に貸与する場合としたこと。

10 建築物貸与者の講ずべき措置（安衛法第34条関係）

建築物を貸与する者が当該建築物による労働災害を防止するために必要な措置を講じなければならない場面について、事業者に貸与する場合だけでなく、個人事業者も含めた事業を行う者に貸与するとき（一の事業者若しくは個人事業者に貸与するとき、又は二以上の個人事業者のみに貸与するときを除く。）としたこと。

11 作業従事者による申告（安衛法第97条関係）

労働者以外の作業従事者にも、事業場において、当該作業従事者の作業に関係する安衛法又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長等に申告して是正のため適当な措置をとるよう求めることができることとし、注文者、機械等貸与者その他作業従事者に係る事業を行う者の契約の相手方は、当該申告を理由として、当該事業を行う者に対し、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならないこととしたこと。

- 置の対象が「労働者」から「作業従事者」に拡大されたことを踏まえ、「関係請負人の労働者」とあるのを、「関係請負人に係る作業従事者」と改める等の改正を行ったこと。(労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第113号。以下「安衛則」という。)第18条の5等関係)
- (2) 改正法により、機械等貸与者が機械等を個人事業者に貸与した場合についても措置義務の対象とされたことを踏まえ、「他の事業者に貸与」とあるのを、「事業を行う者に貸与」と改める等の改正を行ったこと。(安衛則第665条等関係)
- (3) 改正法により、建築物貸与者が建築物を「個人事業者」に貸与した場合についても措置義務の対象とされたことを踏まえ、「貸与を受けた事業者」とあるのを、「貸与を受けた事業を行う者」と改める等の改正を行ったこと。(安衛則第671条等関係)
- 2 最高裁判決を踏まえた改正省令(令和4年厚生労働省令第82号及び令和6年厚生労働省令第80号。以下「最高裁判決を踏まえた改正省令」という。)に係る規定の一部改正
- (1) 改正法により、「事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者」として、「作業従事者」が新たに位置付けられたことを踏まえ、「作業に従事する者」を「作業従事者」と改めたこと。(安衛則第24条の6等)
- (2) 改正法により、労働者以外の作業従事者が労働者と同一の場所において仕事の作業を行う場合に、保護又は規制の対象とされたことを踏まえ、特定の作業場において、労働者以外の作業従事者が危険が発生するおそれのある箇所に入り込むことを禁止する措置等について、その場面を明確化したこと。(安衛則第151条の50等)
- (3) 改正法により、「請負人」等について、事業主体と作業主体を明確に書き分けたことを踏まえ、作業主体を指す「請負人」を「請負人に係る作業従事者」に改めること。(鉛中毒予防規則(昭和47年労働省令第37号)第32条等関係)
- 3 「今後の安全衛生対策について」(建議)(令和7年1月17日付け労審発第1650号)を踏まえた対策の強化のための一部改正
- 建築物貸与者が貸与する建築物のうち、貸与を受けた二以上の事業を行う者に専ら使用させる部分以外の部分について、労働災害防止に必要な措置を新たに規定したこと。(安衛則第679条等)
- 4 その他所要の改正
- 安衛法第30条及び第32条に基づき、特定元方事業者や関係請負人が講ずべき措置を規定している安衛則第635条等について、安衛法第30条第2項

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）に基づく「特定受託事業者」は、業務委託の相手方である事業者であつて、当該業務を行うに当たり従業員を使用しないものとされているため、基本的には、安衛法上の「個人事業者」に該当し、同法に基づく「特定受託業務従事者」も安衛法上の「個人事業者である作業従事者」に該当するため、労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する場合には、安衛法の各種措置が適用されることとなること。

ただし、「特定受託事業者」の要件にある「従業員」の範囲は、「週の所定労働時間が20時間以上で、かつ31日以上雇用が見込まれる労働者」とされているため、これに該当しない「従業員」を使用している場合には、「特定受託事業者」には該当するが、安衛法上の「個人事業者」には該当せず、「事業者（事業を行う者で労働者を使用するもの）」に該当することとなる点に留意すること。

③ 家内労働者及び補助者への適用

家内労働法（昭和45年法律第60号）に基づく「家内労働者」は、「物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他これらの行為に類似する行為を業とする者であつて厚生労働省令で定めるものから、主として労働の対償を得るために、その業務の目的物たる物品（物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。）について委託を受けて、物品の製造又は加工等に従事する者であつて、その業務について同居の親族以外の者を使用しないことを常態とするもの」と、「補助者」は、「家内労働者の同居の親族であつて、当該家内労働者の従事する業務を補助する者」と定義されているが、安衛法上、適用除外の対象とはされていないため、家内労働者は臨時的に労働者を使用する場合を除き、原則「個人事業者」に該当し、家内労働者及び補助者は「作業従事者」に該当する。このため、労働者と同一の場所においてこれらの者が仕事の作業に従事する場合には、家内労働法と安衛法の各種規定が重畳して適用されることとなること。

家内労働法と安衛法の適用関係については、それぞれの法令に基づく規制内容や規制の水準に応じて以下のような関係となること。

ア ある事項について同様の目的から両法に基づく規定が定められている場合、水準が高い方の規定に基づく措置を講じれば、もう一方の規定に基づく措置を実施したことになる（同一水準の場合も同様）。

イ 両法に基づき類似の規定が定められているが趣旨・目的が異なる場合、それぞれの規定に基づく措置を実施する必要がある。

ウ 一方の法律のみに規定が定められている場合、当該法律の規定に

一方、通常は労働者が作業を行っているが、一時的に作業場所に不在であることのみをもって、直ちに「労働者と同一の場所」に該当しないと判断すべきものではないこと。

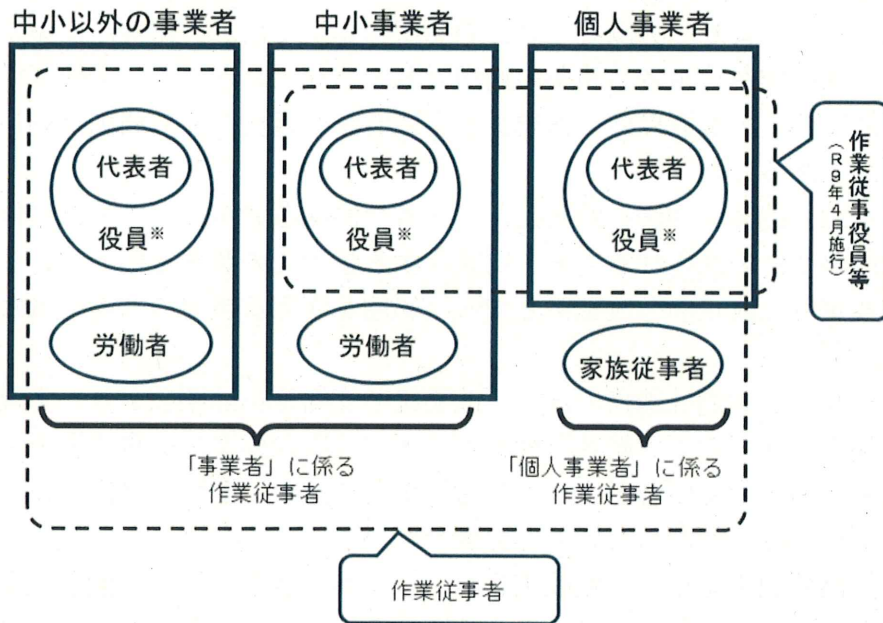
なお、法第15条等における「一の場所」については、その範囲についての考え方が異なるものであること。

例えば、次のような場所が「労働者と同一の場所」に含まれること。

- ① 同一空間で同時に作業が行われる場所
 - 物流倉庫の荷捌き場において、労働者と労働者以外の作業従事者により、同一のフォークリフト作業区域内で荷役作業が同時に行われる場所
 - 工場の製造ラインにおいて、労働者と労働者以外の作業従事者により、同一の建屋内で同一設備を用いて同時に作業が行われる場所
- ② 同一空間を超えて、危険性又は有害性等が及ぶおそれのある作業が行われる場所（同一の敷地内であっても、完全に区画された別棟での作業など、物理的に遮断され、危険性又は有害性等が及ぶおそれのない作業が行われる場所を除く。）
 - 同一建物内の異なる階層又は区画で作業している場合であって、一の階層又は区画で発生した爆発、火災、有機溶剤、粉じん等が他の階層又は区画に影響を及ぼすおそれのある作業が行われる場所
 - 林業の伐採現場において、労働者が伐倒作業を行う区域と、労働者以外の作業従事者が集材又は造材作業を行う区域が区画上は分かれているものの、伐倒木の倒伏方向、転落木、飛散物又は重機の旋回範囲等によっては、危険を及ぼすおそれのある作業が行われる場所
- ③ 労働者と同時に作業を行うものではないが、時間的に近接し、危険性又は有害性等が残存するおそれのある作業が行われる場所（作業と作業の間に十分な時間が空いており、時間的に遮断され、危険性又は有害性等が及ぶおそれのない作業が行われる場所を除く。）
 - 労働者以外の作業従事者が有機溶剤を使用し退出した後、十分な換気がなされないまま、同一場所において労働者による内装作業が行われる場所
 - 労働者以外の作業従事者が危険物の取扱作業の終了後、退出し、爆発性雰囲気が残存しているおそれがある状態で、労働者による他の作業が行われる場所

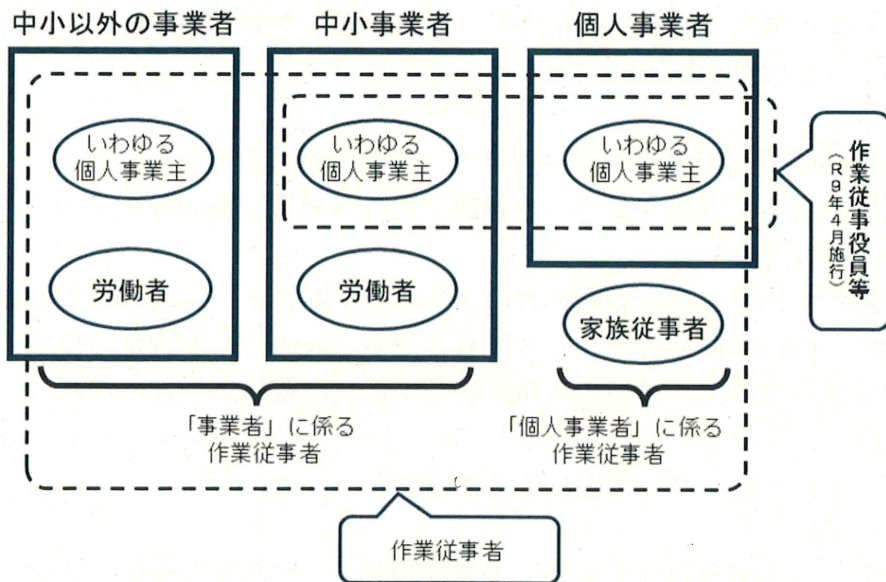
(3) 労働者以外の作業従事者が「労働者と同一の場所」以外の場所で就業

事業を行う者が法人の場合



※法人形態により役員の範囲が変わる場合がある

事業を行う者が個人の場合



2 最高裁判決を踏まえた改正省令による罰則の適用 (安衛法第26条関係)

を労働者と同一の場所で使用するか否かを確認することは困難であり、当該確認のための負担と、同項に基づき機械等貸与者が講ずべき措置による負担を比較考慮し、貸与された機械等による労働災害防止に万全を期すため、事業を行う者に機械等を貸与する場合には、一律に必要な措置の実施を義務付けることとしたものであること。

(3) 貸与先で機械等を操作する者が「その使用する労働者でないとき」に該当する範囲

安衛法第33条第2項における「その使用する労働者でないとき」とは、当該機械等の貸与を受けた事業を行う者と操作者との間に労働契約関係がなく、指揮命令下でない場合をいうものをいい、同条第1項の改正により、貸与先が個人事業者を含めた事業を行う者に広がったことに伴い、対象となる者として、例えば、次に掲げる者が新たに含まれることとなったこと。

- ① 貸与を受けた事業を行う者の関係請負人かつ個人事業者である作業従事者
- ② 貸与を受けた個人事業者である作業従事者
- ③ 貸与を受けた個人事業者の家族従事者

(4) 機械等の貸与を受けた個人事業者である作業従事者が当該機械等を操作する場合における資格又は技能の「確認」及び必要事項の「通知」の取扱い（安衛則第667条関係）

安衛則第667条は、機械等貸与者から貸与された機械等について、当該機械等を操作する者が、貸与を受けた者の使用する労働者でない場合における安全確保のため、機械等の貸与を受けた者に対し、資格又は技能の確認及び必要事項の通知を求めるものであること。

上記(3)③の機械等の貸与を受けた個人事業者である作業従事者が当該機械等を操作する場合についても、「その使用する労働者でない者」に該当するものの、貸与を受けた者と操作する者が同一人物となることから、自身が資格又は技能を有することを確認・記録することをもって、同条の確認及び通知がなされたものとみなすものであること。

4 建築物貸与者の講ずべき措置（安衛法第34条関係）

(1) 建築物貸与者が講ずべき措置の対象となる建築物の範囲の拡大について（安衛令第11条関係）

建築物貸与者が講ずべき措置の対象となる建築物の範囲について、従来は、事務所又は工場の用に供される建築物に限定されていたものの、近年の事業活動の多様化に伴い、事務所又は工場以外の用途に供される建築物

こと。

- ① 元方事業者又は注文者が講ずべき措置に関する規定（安衛法第15条から第16条まで、第29条から第32条まで関係）
- ② 機械等貸与者又は建築物貸与者が講ずべき措置に関する規定（安衛法第33条及び第34条関係）
- ③ 事業者が講ずべき危険防止措置、安全装置、防護措置等に関する規定（安衛法第20条から第25条まで、第25条の2関係）
- ④ 災害報告に関する規定（報告を行ったことを理由とする不利益取扱いを禁止する規定を含む。）（安衛法第100条の2関係）

一方で、当該者が作業に従事する事業場とは無関係な事業場における違反の事実や、当該者の作業と直接の関係を有しない事項については、本条に基づく申告の対象とはならないものであるが、労働基準監督署等への相談や情報提供を妨げる趣旨ではないこと。

(2) 不利益取扱いに該当する行為

安衛法第97条第3項に基づく「不利益な取扱い」には、契約の相手方が行う取引の停止に限られず、申告をしたこととの因果関係が認められる一切の不利益な取扱いが含まれるものであること。

例えば、次に掲げるような行為は、「不利益な取扱い」に含まれること。

- ① 申告をした個人事業者との契約について、合理的な理由なく解除若しくは更新を拒否し、又は取引条件を不利に変更すること
- ② 自らが管理する作業場所への立入りを不当に制限し、又は作業の機会を与えないこと
- ③ 作業からの排除、過度な監視、嫌がらせ、威迫的な言動、就業環境を害すること等により、事実上作業を継続することを困難にすること
- ④ 契約解除を示唆し、又は将来の取引継続に不安を与える言動を行うこと

一方で、申告とは無関係な客観的理由に基づき行われる契約条件の見直しや業務内容の変更については、不利益取扱いに該当するものではなく、当該行為が申告を理由とするものか否かについては、行為の時期、内容、経緯等を踏まえ、個別具体的に判断すべきものであること。